Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-06

いまこそ高等教育を無償へ――海外動向から学ぶ

渡部，昭男 ； 光本，滋 ； 岡山，茂 ； 石井，拓児 ； 横山，岳紀 ； 多胡(尹)，太佑 ； 梁，洙京

(Citation)
日本教育学会第 82 回大会

(Issue Date)
2023-08-24

(Resource Type)
conference object

(Version)
Version of Record

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482898

いまこそ高等教育を無償へ
――海外動向から学ぶ――

企画者・司会者：渡部 昭男（大阪成蹊大学）　光本　滋（北海道大学）
報告者：〇岡山　茂（早稲田大学）　〇石井 拓児（名古屋大学）
〇横山 岳紀（名古屋大学・大学院）　〇多胡[尹] 太佑（北海道大学・大学院）

2022 年は日本が国際人権 A 規約 13 条「教育への権利」２項(b)中等教育・(c)高等教育の「無償教育の漸進的導入」条項に係る留保を撤回し、漸進的無償化に進むことを国際的に公約してから 10 年であった。にも拘わらず、この間の日本政府の高等教育無償化の歩みは遅々たるものであり、消費増税２％分の使途変更によって低所得層限定の大学等修学支援新制度（学費減免＋給付奨学金）をスタートさせたに過ぎない（2020 春）。国会の附帯決議は漸進的無償化の実現に向けて財源確保と更なる取組みを要請しており、2023 年はその実施後４年経過による見直し時期となっている。政府サイドは目下、①理工農学系や３人以上の多子世帯を対象に中間所得層（年収上限 600 万円目安）に拡大する案、②大学院生を対象に授業料の後払いを可能とする受益後納付制度の導入などを論議している。まさに今、どのような問題提起・改善提言が可能なのかが本学会にも問われていよう。奇しくも第 82 回大会共同開催校の東京都立大学では、2024 年度から都民を対象に大胆な学費無償化策（４年間で約 209 万円の授業料の減免対象を世帯収入 478 万円未満から一気に 910 万円未満へ拡大）を予定しているという。本ラウンドテーブルでは、雑誌『経済』2022.10 月号「特集：いまこそ高等教育を無償へ」収録の諸論考を共有財産とし、仏・EU・国連 SDGs、米、独、韓国の動向についての話題提供を受けて、海外動向に学びつつ高等教育無償化の論議を深めたい。

１．フランス・EU・国連 SDGs：岡山 茂「学費を止めよう！ 無償と解放の高等教育のために」

ナポレオンが創った「帝国大学」は有償だった。しかしそれが解体されたあとに復活する 15 の大学も有償だった。政治家たちは大学の無償化よりも、ソルボンヌ（パリ大学）の立派な建物を造って「帝国」の威信を高めることを優先したのである。高等教育まで含めたすべてのレベルの教育の無償化が国家の義務となるのは、1946 年のことにすぎない。この理想は国連や EU によっても共有される。しかし今、フランスではＥU 圏外からの学生への無償化が廃止され（博士課程は除く）、技師学校などでは有償化が進んでいる。グランド・ゼコールには厳しい入試があるし、大学を卒業するのも簡単ではない（よって中退者が多い）。いま無償化を問うときに必要なのは、その先にある理想（すべての人を政治的・社会的・経済的拘束から解放すること）を見失わないことだろう。「帝国的社会」（クリストフ・シャルル）は、ボードレール、フロベール、クールベ、マネらによる「象徴革命」（ピエール・ブルデュー）、そして二つの世界大戦の後でも続いている。フランス、ＥU、国連はどうするのか。ここでは ACIDES という教員グループの、無償化に加えて学生年金あるいはベーシックインカムを導入しようという意見（2015 年）を紹介する。

２．アメリカ：石井 拓児「授業料無償化と高等教育を受ける権利をめぐる理論の動向」

よくある誤解は、アメリカの大学授業料は高額であるというものであろう。これはアメリカの大学授業料が、「店頭表示価格（Sticker Price）」として示されることから生じる誤りであり、様々

な返済不要の奨学金、大学が独自に実施する割引措置、教科書給付や食事・住宅の給付などを組み合わせ、「実際の授業料」が決まる。これを Net Tuition（純授業料）と言う。アメリカにおいては、ペル奨学金とよばれる連邦政府が措置する奨学金制度が存在し、さらには州レベルでも授業料負担を軽減する措置がとられ（プロミスプログラム）、多くの州立大学で授業料は実質無償化されてきているというのが現段階として確認されてよい。加えて注目すべき動向として、昨 2022 年 8 月、バイデン大統領が奨学金返済の一部を連邦政府が肩代わりする政策導入を表明したことがある。以上のような近年のアメリカの高等教育授業料をめぐる政策的動向の背景には、高等教育を受ける権利保障をめぐる議論の進展をみることができる。本報告では、いくつかの州におけるプロミスプログラム政策や奨学金返済帳消し政策の導入経過を分析し、高等教育を受ける権利とその権利保障としての授業料無償措置との関係がどのように認識（合意）されたかを検証する。

３．ドイツ：横山 岳紀「授業料の導入から廃止へ：21 世紀ドイツにおける展開」

ドイツの州立の高等教育機関は、現在原則として授業料は無償である。しかし、授業料無償はとりわけ 21 世紀に入ってから改革の波にさらされてきた。まず、ドイツは 16 州で構成される連邦制国家であり、教育に関する権限は原則として州が有している（文化高権）。1960 年代までは、授業料が徴収されていたが、段階的に廃止され長らく無償の時代が続いた。その後、1990 年代になって公財政の逼迫から長期在学者に対して授業料を徴収する州が現れた。これに対して、当時連邦政府与党の社会民主党（SPD）は、2002 年に高等教育大綱法に授業料無償を規定したが、同条項が連邦憲法裁判所によって違憲とされ、いくつかの州で再び授業料の導入が進んだ。しかし、学生の抗議活動や高等教育の授業料無償化を掲げる SPD が各地の州議会選挙で政権奪取を進めた影響で、2013 年にニーダーザクセン州が授業料廃止を決定したことにより、第一学位の取得までは、全ての州で無償となった。ただし、長期在学者や非 EU 圏の在学生等へ授業料を課す州も見られるものの依然として例外的である。以上のように、公財政の逼迫を経験しながらも、授業料無償を継続するドイツの事例を参酌することによって、日本への示唆を得たい。

４．韓国：多胡[尹] 太佑「登録金半額化への 2012 年パラダイムシフトの光と影」

過去 10 年間、韓国では高等教育の学費負担における大きな変化が見られた。2011 年まで学生支援予算を減らしていた政府・与党は、2012 年から国家奨学金制度を設け、予算を大幅に拡充した。その後 10 年間、国家奨学金制度の予算は拡充を続け、授業料は横ばい状態である。その変化の引き金になったのは、主に 2008 年から 2011 年まで行われた全国的な学生・市民運動であった。それを機に、韓国社会ではパラダイムシフトが起こったかに見えた。確かに過去 10 年間の学費についての国会での議論をみると、与野党を問わず、学費負担が重いという問題認識のもと、学生支援を増やすことが支持されてきた。しかし、それは権利保障よりは選挙を意識したものであり、学生の実質負担は減らされたものの大学院生および外国人学生の学費は上昇した。また、世論は私立大学への公的財政投入には否定的で公財政割合の拡充、授業料値下げは行われず、負担軽減の持続性は担保されなかった。根本的な問題は、2012 年の転換が公共性に関する意識の転換を伴っていないことである。その限界は大学の財政危機や競争力低下という課題を生み出し、現在韓国は個人負担を再び増やすか、私学に財政投入して公共性を強化するか、の選択を迫られている。